

放置禁止区域の指定について

下記の場所は、以前から放置自転車等の陳情が寄せられていた。この度、当該場所の現地調査を行った結果、放置自転車等が通行の支障になっており、慢性的に放置が発生していることを確認した。また、商店会及び地元町会からも要望があったため、大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例第7条に基づき、放置禁止区域に指定する。

記

1 放置禁止区域指定場所

大田区西蒲田7丁目42、43、49、50、62、63、64、65先

2 指定年月日

令和5年4月1日（予定）

3 案内図



■ …既指定区域 ■ …新たに指定する区域